

(1) 県防災施策の進捗の反映

■ 広域防災拠点の追加指定

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正
<p>第2章第17節 防災体制の整備計画</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1～2</p> <p>3 防災拠点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域防災拠点</p> <p>全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設</p> <p>県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。</p> <p>現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進め、広域防災拠点としての指定を目指す。</p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場</p> <p>② 第二浄化センター</p> <p>③ 消防学校</p> <p>④ 吉野川浄化センター</p>	<p>第2章第17節 防災体制の整備計画</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1～2</p> <p>3 防災拠点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域防災拠点</p> <p>全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設</p> <p>県は、<u>以下の施設を広域防災拠点として</u>予め指定する。<u>広域防災拠点は、大規模災害発生時に、警察・消防・自衛隊等の部隊が集結し速やかに救助活動を行うことや、各地からの支援物資の受入れ・集積・分配を円滑に行う機能を有する施設とする。</u>とともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。</p> <p>現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p><u>なお、大規模広域防災拠点については、防災機能の早期効果発現のため、整備途中においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用していく。</u></p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① <u>大規模広域防災拠点</u></p> <p>② 県営競輪場</p> <p>③ 第二浄化センター</p> <p>④ 消防学校</p> <p>⑤ 吉野川浄化センター</p> <p>⑥ <u>奈良市都祁生涯スポーツセンター</u></p> <p>⑦ <u>宇陀市総合体育館</u></p> <p>⑧ <u>昴の郷</u></p> <p>⑨ <u>下北山スポーツ公園</u></p> <p>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）<u>について整備を進めている。</u></p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正
<p>(3) 大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p> <p>4 略</p>	<p><u>今後も引き続き、大規模災害発生時に必要となる機能を発揮できるよう、施設の追加指定について検討を進めている。</u></p> <p>(3) 大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の<u>整備</u>を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、<u>進めている</u>。</p> <p><u>この大規模広域防災拠点は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けられており、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行う必要がある。このことを踏まえ、災害発生時には防災機能を直ちに発揮できるよう、整備の段階に合わせて拠点を活用していく。</u></p> <p><u>引き続き、固定翼機による情報収集、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）でのDMAT（災害医療派遣チーム）による医療活動、大型輸送機による広域応援部隊や支援物資の大量受け入れなど大規模広域防災拠点が有する機能について、整備の段階に応じて向上させていく。</u></p> <p>4 略</p>

(2) 国の防災基本計画修正の反映

■ 盛り土による災害の防止に向けた対応

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正
<p>第2章第12節 まちの防災構造の強化計画</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章第12節 まちの防災構造の強化計画</p> <p><u>第5 盛り土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた是正指導等の実施</u></p> <p>県は、盛り土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、是正措置を講じる必要性が確認された盛り土について、各法令に基づき、速やかに撤去等の是正指導等を行うものとする。また、当該盛り土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p>

■ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正
<p>第2章第17節 防災体制の整備計画</p> <p>第3 防災関係情報の共有化</p> <p>県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章第17節 防災体制の整備計画</p> <p>第3 防災関係情報の共有化</p> <p><u>1 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</u></p> <p><u>2 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u></p>
<p>第3章第7節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第9 被災者の安否情報</p> <p>1～3 略</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章第7節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第9 被災者の安否情報</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 安否不明者の氏名等の公表</u></p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p>

■ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正
<p>第3章第1節 避難行動計画</p> <p>第1 避難指示等の発令</p> <p>1 略</p> <p>2 避難指示等の発令</p> <p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章第1節 避難行動計画</p> <p>第1 避難指示等の発令</p> <p>1 略</p> <p>2 避難指示等の発令</p> <p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>

■ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正
<p>第2章第27節 食料、生活必需品の確保計画</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。</p> <p>3 県の役割</p> <p>県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事</p>	<p>第2章第27節 食料、生活必需品の確保計画</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。</p> <p><u>また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>3 県の役割</p> <p>県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正
<p>業者等のノウハウを活用する。</p>	<p>業者等のノウハウを活用する。 <u>また、災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>
<p>第2章第2節 避難生活計画</p> <p>第4 指定避難所の整備 市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取組を支援する。</p> <p>1 略</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 (1) 非常用電源（電気自動車の活用を含む）、自家発電機 (2) ～ (11) 略</p>	<p>第2章第2節 避難生活計画</p> <p>第4 指定避難所の整備 市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取組を支援する。</p> <p>1 略</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 (1) 非常用電源（<u>外部給電可能な電動車、再生可能エネルギー</u>の活用を含む）、自家発電機 (2) ～ (11) 略</p>
<p>第2章第17節 防災体制の整備計画</p> <p>第5 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>第2章第17節 防災体制の整備計画</p> <p>第5 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、</u>十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>